別紙１　参考様式

実質化された人・農地プラン

（注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。）

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
宇陀市	菟田野稲戸地区（稲戸集落）	令和3年3月19日	年　月　日

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	２２ｈａ
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	１９ｈａ
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	４ｈａ
ⅰ　うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	４ｈａ
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	０ｈａ
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	７ｈａ
（備考）	

注１：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、５～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注２：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注３：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2　対象地区の課題

将来において、地区内農地で耕作する後継者（担い手）のメドがついていない農業者が多数。高齢化問題と併せて、農地の荒廃を防止する取り組みが必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地域における担い手不足を懸念される方が多いので、早い時期より各農業者が中心経営体への貸し付けを検討していく。

注１：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注２：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）　中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	個人Ａ	水稲/野菜	0.6/0.8 ha	水稲/野菜	0.6/0.8 ha	稲戸集落
	個人Ｂ	水稲/野菜	0.1/1.2 ha	水稲/野菜	0.1/1.2 ha	稲戸集落
認就	個人Ｃ	アスパラ	0.25 ha	アスパラ	0.25 ha	稲戸集落
認就	個人Ｄ	ホウレンソウ	0.3 ha	ホウレンソウ	0.3 ha	稲戸集落
法人認農	法人Ａ	水稲/ブルーベリー	0.0/0.63 ha	水稲/ブルーベリー	7.0/0.63 ha	稲戸集落
計	5人		3.88 ha		10.88 ha	

注１：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注２：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね５年から10年後の意向を記載します。

注３：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

（参考）　農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。